

別表第2（第5条関係）

1 事業区分	事業細目	2 補助要件	3 補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率	6 補助限度額
1	<p>主に若年層（40歳未満）及び若年層を支援する者に対する事業細目の（1）から（4）までに掲げる事業（児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修等）。ただし、中学生以下の者に対する事業については、併せてその保護者（40歳以上を含む。）に対しても事業を実施するものとする。</p>	<p>○要件1 事業細目（1）～（4）の事業のうち1つ以上を実施し、かつ以下の①～④の要件を満たすこと。ただし、総事業費が30万円を超える場合に限る。</p> <p>① ひきこもり支援を通じて主に若年層の自殺防止対策につながる事業であること。 ② （1）及び（2）を行う者については、相談への対応を行うとともに、地域のひきこもり支援関係機関などへのつなぎ支援を行うこと。 ③ 地域のひきこもり支援関係機関との連携体制を整えること。 ④ （1）の事業の実施とあわせて、その一環として以下の要件を満たすひきこもりの若者（おおむね40歳未満の者）及びその家族（この項において「当事者等」という。）の居場所を運営する団体であること。</p> <p>ア 居場所及び家族の会等の活動の継続的な参加者として5人以上の当事者等が登録されていること。 イ ア居場所を原則として週4日（1日4時間以上）以上開設すること。 ウ ア居場所には管理者を常時1人以上配置すること。 エ ア居場所の開所時間、利用者及び管理者等を記載した日誌及び当事者等の居場所の利用実績並びに支援を行った者のケース記録を備え、県が指定する日までに報告すること。</p>	<p>事業実施に必要な報酬、賃金（共済費を含む。）、給与、職員手当等、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）並びに負担金</p>	<p>知事が必要と認められた額</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>200万円</p>
2	<p>上記1と同じ</p>	<p>○要件2 事業細目（3）の事業を実施し、かつ以下の①～⑤の要件を満たすこと。ただし、総事業費が30万円を超える場合に限る。</p> <p>① 県全域のひきこもり支援につながる活動であること。 ② 複数の民間団体や事業者等で協議体を構成すること。 ③ 行政機関と連携した支援者ネットワークを構築すること。 ④ 協議体は、ひきこもりや不登校、発達障害等の青少年やその保護者等が抱える課題に対する具体的な支援策の検討や、支援者間の情報共有及び人材養成につながる勉強会や研修等を定期的（月1回程度）に行うこと。 ⑤ 他の年代への支援に繋がる活動であること。</p>	<p>事業実施に必要な報酬、賃金（共済費を含む。）、給与、職員手当等、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>知事が必要と認められた額</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>200万円</p>
3	<p>社会とのより太いつながりが生まれるよう、主に就職氷河期世代やその家族の希望に応じ、市町村における居場所の整備、そのほか支援対象者の状態に応じた支援や、就職氷河期世代の支援が他の年代への支援に波及効果をもたらすことで、ひきこもりの人等の支援全体に繋がる事業細目の（1）から（4）までに掲げる事業。</p>	<p>○要件3 以下の①～⑤の要件を満たすこと。ただし、総事業費が30万円を超える場合に限る。</p> <p>① ひきこもり支援を通じて主に就職氷河期世代の支援につながる事業であること。 ② （1）から（4）の事業のいずれかで就職氷河期世代に特化した新規開始又は拡充の取組を行うこと。 ③ （1）及び（2）を行う者については相談への対応を行うとともに、地域のひきこもり支援関係機関などへのつなぎ支援を行うこと。 ④ 地域のひきこもり支援関係機関との連携体制を整えること。 ⑤ 以下、アからエの要件で（2）を実施することに加え、（4）の事業を行うことを必須とする。なお、（1）及び（3）から（4）までの取組は任意で実施することができる。</p> <p>ア 居場所及び家族の会等の活動の継続的な参加者として5人以上の当事者等が登録されていること。 イ ア居場所を原則として週4日（1日4時間以上）以上開設すること。 ウ ア居場所には管理者を常時1人以上配置すること。 エ ア居場所の開所時間、利用者及び管理者等を記載した日誌及び当事者等の居場所の利用実績並びに支援を行った者のケース記録を備え、県が指定する日までに報告すること。</p>	<p>事業実施に必要な給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料（上記の経費に限る。）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>知事が必要と認められた額</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>200万円</p>

（注） 国庫負担（補助）制度又は他の県単独補助制度により、既に当該事業の全部又は一部について負担又は補助が実施されている事業は、補助対象外とする。